

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援追加給付金(7万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- <u>住民税均等割非課税世帯</u>に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重 点支援追加給付金(I世帯あたり7万円)が支給されます。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。

給付金の支給額

I世帯あたり7万円

給付金の支給時期

<u>北本市が確認書を受理した日から</u> <u>3週間後</u>が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度 「住民税均等割が非課税」 の世帯 令和5年1月以降に北本市に転入し、 世帯全員の令和5年度 「住民税均等割が非課税」の世帯

<u>北本市から</u> 確認書が届きます(要返送)

令和5年12月1日時点で住民登録がある場合に北本市から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限:令和6年5月31日(金)まで 【申請書配布先】北本市役所、社会福祉協議会

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金 (3万円)を申請書により受給した場合、市から「確認書」をお 送りできる場合があります。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、北本市から、給付内容や確認事項が書かれた 確認書が届きます。
- 申身を確認して、北本市に返信してください。【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ※ 税情報が変更され、非課税世帯ではなくなった場合はお申し出ください。

Ⅱ 転入世帯または世帯の中に転入者がいる世帯

令和5年1月2日以降に北本市に転入した世帯や、世帯員のなかに令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に 直接または郵送でご提出ください。



- 申請書は北本市役所、社会福祉協議会で配布またはホームページよりダウンロードしてご利用ください。
- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円給付)を**申請書により 受給**した場合、<u>北本市から確認書をお送りできる場合</u>があります。詳しくはお問合せください。

◆子ども | 人あたり5万円の支給について◆

- ○本給付金の対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる場合、 1人あたり5万円の加算給付が予定されています。
- ○7万円が入金された口座に対し、後日改めて入金いたします。
- ○給付日は、決定通知をもってお知らせいたします。

お問い合わせ

北本市共生福祉課 地域共生担当 **☎048-590-5566** 受付時間 平日9:00~17:00(土日祝を除く)

〒364-8633 北本市本町1-111

